

茂経商第89号

令和6年7月12日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様

茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。）

(対 令和6年1月18日付け茂監第74号)

経済環境部	商工観光課
監 査 結 果	
茂原市中心市街地活性化基本計画については、策定後 20 年以上が経過していることから、計画内容が現状に則しているか様々な角度から検証し、大幅な見直しも入れた検討をされたい。	
措 置 内 容	
平成 18 年に改正されたまちづくり三法（大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法）に即して現状の中心市街地活性化基本計画の見直しを行うためには、新たに中心市街地活性化協議会を設置し、最長 5 年間で財政面も含め実現可能な基本計画を策定した上で内閣総理大臣の認定を受けることが求められる。 また、そのためには用途地域が準工業地域に指定されている地区を、大規模集客施設の立地を規制する「特別用途地区」に指定する必要があるが、既に準工業地域に立地している施設（アスモ、茂原セントラルモール）が既存不適格建築物として増築新築時に制限を受けることなどから、基本計画の見直しを含めた新しい計画の策定は困難と考えている。 なお、現計画があることによって茂原駅前通り地区土地区画整理事業において補助金の補助率が上乘せになっていることから区画整理事業の終了まで、この現計画を存続させる必要がある。	